⑦　自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制の促進に関する事項

【計画記載事項】

◇環境対応車の普及促進

本計画には、コンパクトなまちづくりにも適した交通手段である、超小型モビリティをはじめとする電気自動車等の環境対応車の普及を促進するため、当該地域の特性を踏まえた最適な自動車の種類やその利活用の場面、地域交通における位置付け、これを踏まえた駐車空間等における電気自動車等の充電施設等の整備等について記載するとともに、自動車の低炭素性能に関する住民の意識・知識の向上や、受けられる補助制度・税制優遇措置等に関する情報の提供等による地域内の環境対応車の導入の加速等について記載することが考えられる。

◇自動車の最適な利活用の推進

本計画には、自動車の最適な利活用の推進のため、講習会開催や「エコドライブ10のすすめ」の周知等を通じたエコドライブの意義・必要性の啓発、エコドライブ支援機器の普及促進等によるエコドライブの推進、電気自動車等の車載蓄電池の蓄電・給電機能を活用した新しいエネルギーマネジメントシステムや災害時等の非常用電源供給システムの導入推進等について記載することが考えられる。

【留意事項】

電気自動車のための充電施設の整備等環境整備、情報提供やエコドライブの推進に関する事項を本計画に記載するに当たっては、必要に応じて、都道府県公安委員会や道路管理者等との間で事前の調整を十分に図ることが望ましい。

⑧　その他都市の低炭素化の促進のために講ずべき措置に関する事項

⑴①のとおり、本計画は、目指すべき将来の都市像や施策の全体像を提示するものとして、また、地域の特性に応じた柔軟な低炭素まちづくりを進めるためのものとして、各市町村において、関係者間で共有する必要のある施策や事項を幅広く記載することが重要である。このため、①から⑦に掲げる事項以外でも、本計画の目標を達成するため、当該計画を作成する市町村が必要と認める措置を記載することが望ましい。

⑶　低炭素まちづくり計画の達成状況の評価に関する事項

①　計画記載事項

本計画には、本計画の達成状況の評価を行う時期、評価の方法、評価結果の公表方法等を記載することが考えられる。

②　評価を行う時期

本計画の達成状況の評価は、原則として計画期間の終了時に行うこととするほか、本計画の見直し時点においても行うことが望ましい。なお、本計画に位置付けられた各種施策の進捗を管理するため、定期的に施策の進捗状況をとりまとめるほか、適宜、見直し期間の中間年次においても中間評価等を実施することが考えられる。

③　達成状況の評価の方法

本計画の達成状況の評価は、本計画に定められた目標値毎に実績値と比較し、達成状況を評価することが考えられる。この場合の達成状況の評価については、別紙に示す標準的な評価方法が参考となる。このほか、本法第７条第２項第２号の事項別など分野別に評価、考察を加えること等が考えられる。

この際、評価の客観性を確保するため、例えば目標値に対する達成率等、その評価の尺度を本計画に定めておくことが考えられる。

さらに、換算が可能な限りにおいて、本計画に対応した二酸化炭素排出削減量・吸収量を算出し、低炭素化効果の目安として示すことが望ましい。

なお、計画期間の途中段階において、個別施策の進捗状況を管理できるよう、施策の実施スケジュールを工程表等にして本計画に記載しておくことも考えられる。

そして、例えば都市の低炭素化に係る市町村独自の制度創設等、目標値を定めることが難しい場合には、当該工程表上の進捗状況により達成状況を評価することも考えられる。

④　評価の結果の活用

評価の結果について分析を行い、施策の充実・強化等の検討を行うとともに、必要に応じて、目標設定の見直しや新規施策の追加等、本計画の見直しに反映することが望ましい。

⑷　低炭素まちづくり協議会の運営に関する基本的な事項

①　目的

都市の低炭素化を進めるに当たっては、地域の関係者が活発な議論を交わすとともに、相互に連携し、それぞれが主体的に取り組むことが重要である。このため、本計画の作成及び実施に関し、あらかじめ関係者と協議し、調整を行い、その円滑かつ効率的な策定、実施を図ることが有益であり、そのための場として、市町村は、関係者からなる低炭素まちづくり協議会を設置することができる。

②　構成員

低炭素まちづくり協議会は、当該市町村のほか、本計画とその実施に関し密接な関係を有する者、その他当該市町村が必要と認める者によって構成される。市町村以外の低炭素まちづくり協議会の構成員としては、ＮＰＯ等の団体、ディベロッパー、公共交通事業者等、都市の低炭素化に資する事業の実施主体となりうる事業者等とともに、都道府県、学識経験者、地域住民の代表等も想定される。

③　協議の進め方

低炭素まちづくり協議会の運営については、協議会において必要な事項を定めることとされており、運営の透明性、公平性、実効性を確保する観点から、事務局の体制、協議事項、協議手続等を定めておくことが望ましい。また、その際には、必要に応じて協議事項別に分科会等を設置する等、柔軟かつ効率的な運営を図ることが望ましい。

また、市町村には、既に温暖化対策、まちづくり、交通に関係する協議会（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）に基づく協議会、都市・地域総合交通戦略要綱に基づく協議会等）が設置されている場合もあり、こうした既存の協議会を活用し、複数の協議会を束ねて、それぞれを兼ねるものとして運用する等、柔軟に対応することが望ましい。

４．低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項

⑴　国、地方公共団体等の各主体の役割

低炭素建築物の普及を促進するに当たっては、建築物の建築主等が低炭素建築物の建築等を行うことの重要性を認識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、建築物の低炭素化の重要性に関し、建築主等の啓発に努めるとともに、こうした建築主等の取組をできる限り支援するという観点から、建築主等にとって低炭素建築物の建築等を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等必要な施策を講じるよう努めることとする。

⑵　低炭素建築物新築等計画の認定に関する基本的な事項

①　低炭素建築物新築等計画及びその認定の基本的な考え方

低炭素建築物新築等計画は、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の改修等に関する計画である。その認定に関する基準については、建築物の構造や構法にかかわらず認定可能な内容とし、省エネルギー性能に加え、建築物総合環境性能評価（ＣＡＳＢＥＥ）のこれまでの知見の蓄積も踏まえ、省資源に資する措置等省エネルギー性能以外の建築物の低炭素化のための措置についても評価を行うこととする。また、新たな技術開発の成果を認定基準へ継続的に反映していくよう配慮することとする。